

日本循環器学会 心不全療養指導士

川端 歩実 先生

勤務先：国民健康保険 小松市民病院

資格取得年：2021年

Q1.資格取得のきっかけは何でしたか？

2018年より循環器内科病棟を担当する事になりました。心不全療養指導士の認定制度は2021年度より開始された制度ですが、以前日本循環器学会に参加したときに新しく心不全療養指導士認定制度ができることを知り、興味を持っていました。当院の循環器内科医師より、心不全療養指導士を是非取ってみたいかと声をかけて頂いたことが直接のきっかけです。

Q2.資格取得の最大の難所はどこでしたか？

eラーニング受講と書類審査の後、最後に認定試験に合格する必要があります。カリキュラムは心臓の構造など解剖学、生理学的な内容から心不全を引き起こす原因となるような各種心疾患、心不全の病態、各種検査、薬物治療、非薬物治療、緩和ケア、併存疾患、療養指導（服薬アドヒアランスや栄養管理、運動、禁煙、日常生活の心がけ、心理的支援）など多岐にわたります。循環器の分野に苦手意識をもつ方もいらっしゃるかもしれませんが、私もその一人でした。

Q3.この資格のやりがいは何ですか？

主治医や看護師、理学療法士、栄養士、ソーシャルワーカーなど多職種のチームとして一人の患者さんに関われることにやりがいを感じます。薬物治療は心不全治療の中でも大きなウェイトを占めるので、薬剤師が貢献できることも多いと思います。

Q4.普段のお仕事でこの資格はどのように活用されていますか？

病棟の看護師向けに薬剤の勉強会を行っています。また今年度より当院で発足した循環器病委員会の一員として活動しています。

Q5.資格を取得して良かったな、と感じる事柄はありましたか？

単に「心不全」というだけでなく、急性心不全、慢性心不全、HFrEF、HEpEFという視点がもてたこと、それによりどのような薬物治療が行われているのか、また併存疾患の治療に使用されている薬剤の心不全への影響を考慮できるようになったことなど、より広い視野で病態をとらえることができるようになったことです。心不全での入院に限らず、心不全の既往がある患者さんで降圧剤など薬剤の調整が必要になった場面でも、心不全治療を考慮した薬剤変更の提案ができるようになったと思います。

Q6.医師や看護師などとのディスカッションで気をつけていることはなにかありますか？

医師の治療方針を理解するように意識し、患者さんへの服薬指導に反映させたいと思っています。また急性期の治療では薬剤変更が頻回に行われる場合があるので、できる範囲で看護師にもなぜ変更になったのかを説明し、投薬ミスを防ぐ助けになればと思っています。



Q7.患者さんに接する際に気をつけていることはありますか？

糖尿病と同じように、心不全も入院期間中だけでなく自宅などでの普段の生活のなかで療養を継続していくことが大切な疾患です。いかに服薬を継続していけるかということを重要視し、どうして薬が必要なのか理解してもらうこと、また服用回数や剤形、お薬カレンダーを利用するなどの薬剤の管理方法などを提案し、医師や看護師とも一緒に検討していくことを意識しています。

Q8.その際に印象的だったエピソードはありますか？

入院前まで服薬アドヒアランスがかなり不良であった方がいました。入院中に繰り返し薬剤の必要性についてお話しし、主治医とは服薬回数を減らすことができないかを検討しました。もともと1日3回の服薬でしたが、胃薬を変更するなどして1日1回の服薬に変更となり、患者さんが喜んでいるのを見て私も嬉しく思いました。

Q9.その他、苦心していること、気を遣う事などはありますか？

ACE 阻害薬や ARB は降圧目的ではなく心保護作用を目的に処方される場合があります。薬剤情報提供書には記載されていない場合がありますので、正しく処方意図を説明することで服薬の中断にならないよう気を付けています。

Q10.この資格を目指している後進へ何かアドバイスを！

心不全治療は処方される薬剤も多く、作用や副作用だけでなく併存疾患や患者さんの認知機能、嚥下機能、生活環境など考慮すべきことが沢山あります。その分、薬剤師が多職種連携の中で貢献できる場面も多いと思います。また心不全との付き合いは症状が出てからだけではありません。高血圧や糖尿病だけという心不全ステージ A の段階では患者さん自身は心不全のことなど全く知らず、意識していない方がほとんどだと思いますが、診療科の垣根を越えて患者さんの心臓を守ることができる薬剤師になれるのではないかと思います。

Q11.この資格の取得要件を教えてください。

受験資格は、以下のすべてを満たしていることが必要です。

①看護師、保健師、理学療法士、作業療法士、薬剤師、管理栄養士、公認心理師、臨床工学技士、  
歯科衛生士、社会福祉士の国家資格を有すること

\*上記以外の医療専門職の国家資格保有者が受験を希望する場合は、学会専門医の推薦を受け、委員会が承認した者に受験資格を与える（医師は受験をすることはできません）

②日本循環器学会会員（正会員・準会員）であり、年会費を納めていること

（会員年数は問いません。試験を受ける年度の4月1日以降の入会で問題ありません。）

③現在、心不全療養指導に従事していること

④受験者用eラーニング講習を受講し、修了証を取得していること

⑤症例報告書5例を不備なく記載し提出していること

（症例報告書は、国家資格を取得後に経験した症例に限ります。）

⑥申請書類を不備なく記載・提出し、受験料を納めていること

受験資格審査（症例報告書の書類審査）に合格すると認定試験が受験可能となります。